

各務原市訪問型サービスC事業実施要綱

(令和2年11月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第4号に規定する訪問型サービスC（以下「事業」という。）の実施に関し、総合事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は、退院直後、外出困難、閉じこもり等生活に何らかの課題がある者に対して、保健・医療の専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、保健師、看護師又は歯科衛生士をいう。以下「従事者」という。）が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握し、及び評価し、社会参加を高めるために必要な相談、指導等を実施することにより、生活機能の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事前のアセスメント（生活機能に関する問題を総合的に把握し、及び評価することをいう。以下同じ。）
- (2) 事業の計画の作成及び説明
- (3) 生活機能の向上及び生活環境の整備のための助言及び指導
- (4) 一般介護予防事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64第2号に規定する事業をいう。）、地域の通いの場の活動等に関する情報提供及び活動参加の支援
- (5) 事後のアセスメント

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 総合事業実施要綱第5条第1号に該当する者
- (2) 退院直後、外出困難、閉じこもり等生活に何らかの課題があり、事業の実施により生活機能が向上し、自宅等での生活の継続が可能となることが見込まれる者
- (3) 地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）の

職員が事業の実施を必要と認めた者

(実施方法)

第5条 事業は、市が直接実施するほか、法第115条の47第4項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者に対する委託により実施するものとする。

(利用期間等)

第6条 事業の利用期間は、おおむね3か月とし、回数及び頻度は、利用者の心身の状況及び生活環境に応じて決定する。ただし、従事者が必要と認めた場合は、利用期間を最大3か月延長することができる。

(利用料)

第7条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業の提供に当たり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。